

日本精神障害者リハビリテーション学会第25回久留米大会
当事者参加費用助成基金「よかよか基金」規約

【名称】

第1条

この基金は、日本精神障害者リハビリテーション学会第25回久留米大会 当事者参加費用助成基金「よかよか基金」（以下、基金）（略称：よかよか基金）と称する。

【設置】

第2条

この基金は、日本精神障害者リハビリテーション学会第25回久留米大会実行委員会（以下、実行委員会）内に設置し、実行委員長 内野俊郎を代表とする。

【目的】

第3条

この基金は、広く賛同者を募り基金への募金をもって、日本精神障害者リハビリテーション学会第25回久留米大会の当事者の参加費用の一部助成に必要な事項を定め、県外在住当事者の大会への積極的参加を促し、もって精神保健福祉の増進に資することを目的とする。

【所在地】

第4条

この基金は、実行委員会を実施主体とし、主たる事務局を以下におく。
〒830-0011 福岡県久留米市旭町 67 久留米大学医学部神経精神医学講座内
日本精神障害者リハビリテーション学会第25回久留米大会大会事務局

【事業内容】

第5条

この基金は、第3条の目的を達成するため、次に挙げる事業を行う。なお、実施要項を別途定める。

- 1 個人募金事業、企業団体募金事業
個人及び企業等法人・団体からの募金をお願いすること。
- 2 助成事業
当事者の大会参加費用の一部助成に関すること。
- 3 大会関連事業当事者参加促進事業
当事者の大会関連事業へ参加促進に関すること。
- 4 前3項に掲げるもののほか、第3条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

【構成員】

第6条

この基金の構成員は、第3条の目的に賛同する実行委員会及び事務局スタッフで構成する。

【役員】

第7条

この基金に、次の役員をおく。

代表	1名	基金を代表し統括する	内野俊郎
副代表	1名	代表を補佐する	
会計	1名	会計業務を行う	

【設立年月日・設置期間】

第8条

この基金の設立年月日は平成29年7月1日とし、設置期間は実行委員会が解散されるまでとする。

【運営諸事の立案・審議】

第9条

- 1 この基金の会議は、必要に応じて実行委員会及び代表が招集する。
- 2 この基金の次に挙げる事項について、実行委員会の承認のうえ決定する。
 - (1) 基金に関する事業計画
 - (2) 基金に関する予算及び決算
 - (3) 基金の実施要項の制定及び改正
 - (4) 前3号に掲げるものの他、基金に関する重要な要項

【基金の経費】

第10条

この基金は、募金目的に賛同する個人、又は団体等からの寄付金、その他基金の資源から生じる利子等の収入をもって充てる。

なお、助成を辞退した助成金およびこの基金の活動停止、解散によって生じた余剰金については、実行委員会の了承により、次回大会への繰越金とする。

【文章、会計及びその他の処理】

第11条

この基金に関する文章、会計及びその他庶務の必要な事項は、実行委員会及び代表が定める。

【基金の終了】

第 12 条

この基金は、日本精神障害者リハビリテーション学会第25回久留米大会終了した時点で、速やかに精算を行った後、実行委員会において事業報告を行い、実行委員会の解散をもって終了する。

【雑則】

第 13 条

この規約に定めるほか、この基金に関し必要な事項は、代表が実行委員会の会議に諮って定める。

附則 この規約は、平成29年7月1日から施行する。